

ひろしま自然保育認証制度実施要領

(目的)

第1条 「ひろしま自然保育認証制度」は、県内において、就学前の子供に対する教育、保育又はこれに類する子育て支援等（以下「保育等」という。）を行う団体であって、この要領に定める基準を満たすと認められる団体を認証することにより、次の各号に掲げる事項の推進を図ることを目的とする。

- (1) 広島県の豊かな自然環境や地域資源を活用した自然体験活動の推進を通じた、子供たちが心身ともに健やかに育つ環境の充実
- (2) 自然保育を実施する団体に対する安心感や社会的な認知の向上を通じた、保育環境の多様化と、ファミリーフレンドリーな広島県づくり
- (3) 自然体験活動や自然保育に関する学び合いや交流の支援を通じた、教育・保育施設等における自然体験活動や自然保育の充実

(定義)

第2条 この要領において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

1 自然体験活動

保育者の適切な環境づくりや支援のもと、自然環境や地域資源を活用しながら、子供たちが好奇心や探究心をもって行う主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動

2 自然保育

保育者による個々の子供の状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと、さまざまな自然体験活動を通して、子供たちの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等

3 地域資源

- (1) 自然体験活動や自然保育において子供が体験できる、各地域の伝統芸能や文化活動、及び農業や林業などの作業等
- (2) (1)の機会を提供し、指導する人材

4 保育者

保育士、幼稚園教諭等の資格の有無及び常勤、非常勤にかかわらず、保育等に従事する者

(認証の申請ができる者)

第3条 県内において継続的に自然保育を行っている団体であって、別表1に定める申請要件を満たすものとする。

- 2 前項の団体の設置者は、法人格を有していることを要しない。

(認証基準)

第4条 認証に係る基準（以下「認証基準」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

(認証の申請及び審査等)

第5条 認証を受けようとする者は、認証申請書（様式第1号）及び実施計画書（様式第2号）に必要書類を添付して、知事が別に定める日までに申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請（以下「申請」という。）があったときは、その内容を審査し、認証又は不認証の決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により認証の決定をしたときは、認証書（様式第3号）を交付するものとする。なお、認証の決定は、申請があった日をもって行う。

4 知事は、第2項の規定により不認証の決定を行ったときは、その旨を通知するものとする。

(有識者による現地確認)

第6条 知事は、前条第2項の決定を行うにあたり、必要に応じて、有識者に意見を求めるとともに、現地の確認を行うものとする。

2 前項に規定する有識者は、自然保育に係る専門的な知見を有すると認められる者から知事が選任する。

3 前項に規定する有識者は、第1項に定める意見聴取及び現地確認を行う都度、知事が任命する。

(認証内容の変更)

第7条 認証を受けた者（以下「認証団体」という。）は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、認証内容変更届出書（様式第4号）を変更しようとする日の1月前までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

(1) 認証団体の設置者（設置者が法人の場合にあっては、その代表者を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、認証申請書に記載した事項

(確認等)

第8条 知事は、重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情若しくは相談が寄せられている場合等であって、認証団体に問題があると認められるときは、随時、現地確認等を実施するものとする。

(認証の返上)

第9条 認証団体が、認証を返上しようとする場合は、返上届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の返上届には、第5条第3項の規定により交付を受けた認証書を添付するものとする。

(認証の取消し)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 認証基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。

(県の役割)

第11条 県は、自然保育の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- (1) 認証団体の名称、所在地及び自然保育に関する活動内容等を県内外に積極的に情報提供する。
- (2) 自然保育の充実を図るため、認証団体や自然保育に関心を有する者が相互に学び合い、交流できる研修会等を開催する。
- (3) その他、認証団体に対し、第12条に示す事項に関する助言又は支援を行う。

(認証団体の役割)

第12条 認証団体は、自然保育の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- (1) 広報紙やホームページ等において、保育等の体制や自然保育に関する活動内容を公開する。
- (2) 自然保育に関する活動内容を記録に残し、保育者の情報共有や学び合いの際に提供するとともに、県から要請があった場合には、県が行う調査研究に協力する。
- (3) 団体が行う活動について、保護者や市町村、地域住民等からの問い合わせ等があった場合には丁寧に説明する。
- (4) 小学校との積極的な連携を図るよう配慮する。
- (5) 認証団体のうち、行政庁に対し、保育を行うことについての申請、届出又はこれらの行為を行っていない者にあつては、認可外保育施設指導監督実施要綱(平成14年10月1日広島県制定)別紙「認可外保育施設指導監督基準」の趣旨を踏まえた運営を行うよう努める。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年10月10日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

申請要件	
1	<p>団体の設置者（設置者が法人の場合にあつては、その代表者）及び保育者</p> <p>① ひろしま自然保育認証制度により認証された団体が、認証を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があつた日以前の 1 年間の間に、当該認証団体の代表者であつたもので、その取消の日から申請日時点において 5 年間を経過していない者でないこと。</p> <p>② 保育者のうち、有資格者（保育士資格又は幼稚園教諭の免許を有する者をいう。）にあつては、申請日以前の 2 年間に、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 10 条の規定により教育職員免許状が失効した者若しくは同法第 11 条の規定により教育職員免許状を取り上げられた者、又は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 19 の規定により保育士の登録を取り消された者でないこと。</p> <p>③ 申請日以前の 5 年間に、教育、保育その他社会福祉に関する法令等で定める規定により罰金以上の刑に処せられた者でないこと。</p> <p>④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から申請日時点において 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。</p>
2	ひろしま自然保育認証制度実施要領第 10 条の規定により認証を取り消され、その取消の日から申請日時点において 5 年を経過していない者でないこと。
3	申請日以前の 5 年間に、教育、保育その他社会福祉に関する法令等に違反して刑事罰、行政処分を受けていないこと。
4	宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていないこと。
5	暴力団員等がその活動を支配していないこと。
6	団体代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。
7	適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。
8	団体の設立の日及び保育等を開始した日から 2 年以上経過していること。かつ、申請日以前の 2 年間に連続して 6 か月以上の休業期間がないこと。

別表 2（第 4 条関係）

項目	基準
保育等の内容	1 保育所保育指針，幼稚園教育要領又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領を尊重し，子供の状況や発達過程を踏まえた教育・保育活動を行うこと。
自然体験活動	1 3歳以上の子供について，屋外を中心とした自然体験活動の時間が，平均して週 10 時間以上となっていること。 2 園の活動方針や指導計画等に，自然体験活動に関する事項を入れ，計画的に実施すること。
野外での活動場所	1 屋外での自然体験活動に使用できる場所（自然フィールド）が園庭以外にあり，季節や天候に応じて様々な自然体験活動ができること。
地域社会との連携	1 活動に当たっては，地域資源を活用し，地域住民の協力を得られるよう努めること。
安全確保	1 屋外で子供の体験活動を行う際は，十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。 2 屋外で子供の体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ，保育者と保護者に周知していること。 3 屋外で子供の体験活動を行う際に，緊急事態（地震，落雷，豪雨，降雹等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ，保育者と保護者に周知していること。 4 屋外で子供の体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるように，救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ，事前に各機関への協力要請を行っていること。 5 屋外で子供の体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるように，各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。 6 子供及び保育者が傷害保険に加入していること。かつ，団体として損害賠償責任保険に加入していること。 7 申請日以前の 2 年間に，事故・災害が生じた際，医師や救急隊員に引き継ぐまでの間，子供の救命・応急手当等を行うために必要な知識に関する講習を受講したと認められる常勤の保育者がいること。
個人情報の保護	1 職員及び職員であった者が，正当な理由がなく，子供や保護者の個人情報等，その他業務上知り得た情報を漏らすことがないように，必要な措置を講ずること。

<p>保育者の人数</p>	<p>1 申請日時点の保育者と在籍する子供の人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。</p> <p>ただし、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）又はその他の届出保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている施設をいう。）にあっては、それぞれの従うべき基準によるものとする。</p> <p>(1) 満4歳以上の子供は、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(2) 満3歳以上満4歳未満の子供は、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(3) 満1歳以上満3歳未満の子供は、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(4) 満1歳未満の子供は、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(5) 保育者は、常時2人以上いること。</p> <p>2 屋外において自然体験活動を実施する際は、上記(1)から(4)に関わらず、保育者を必要に応じて加配（満3歳以上の子供にあっては、おおむね6人から10人に1人程度が望ましい）するなど、安全に配慮した人員を配置すること。</p> <p>3 1クラスにつき1名以上は、保育士資格又は幼稚園教諭の免許を有する者を配置すること。</p>
<p>研修（質の担保）</p>	<p>1 自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。</p> <p>2 保育者は、幼児の教育・保育を行う上で有効であると考えられる研修（一部の保育者がこれらの研修を受講し、当該保育者が他の保育者及び管理者に研修内容を伝達するものを含む。）を年1回以上受講すること。</p>
<p>運営等</p>	<p>1 1つのクラスにつき、3人以上30人以下とすること。</p> <p>なお、異年齢の子供であっても、常に合同で保育等を行う場合は、1つのクラスに編成することができるものとする。</p> <p>2 子供に食事を提供する際には、子供の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）に配慮するとともに、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。</p>

	<p>3 在籍する子供の発育や健康状態を適切に把握するよう努めること。</p> <p>4 職員の健康状態を適切に把握するよう努めること。</p> <p>5 感染症や食中毒等が発生した場合、又はこれらの疑いがある事態が発生した場合は、速やかに医療機関その他の関係機関との連携を図るなど、適切に対応すること。</p> <p>6 職員及び子供の状況を明らかにする帳簿を整備するよう努めること。</p>
<p>小学校との連携</p>	<p>1 個々の子供の在籍に関する事、健康状態に関する事及び育ちに関する事等について記録を作成するとともに、在籍する子供の就学に際して、当該小学校等と子供に関する情報共有や交流を図ること。</p> <p>なお、交流にあたっては、自然体験活動を通じた交流の機会の確保など、小学校との積極的な連携を図ることが望ましい。</p>